

国立大学協会

會 報

昭和33年6月
第14号

-
- 一、事業報告
第十五回総会、役員会、委員会……等
 - 二、会計報告
昭和三十二年 決算
昭和三十三年 予算案
 - 三、調査
昭和三十三年度国立学校予算小観
 - 四、彙報
会則、各役員、各委員等一覧表、要望書、意見書……等

会 報

(第十四号)

国立大学協会

目 次

一、事業報告

- 1 第二常置委員会(昭和三二・一一・一三)……………一
- 2 第六常置委員会(昭和三二・一一・一三)……………一
- 3 役員会(昭和三一・一一・一四)……………一
- 4 第十五回総会(昭和三一・一一・一四)〔五四〕兩日)……………二
- 5 役員会(昭和三三・一一・一六)……………一〇
- 6 科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員会
中間報告(第一次)……………二三
- 7 役員会(昭和三三・四・一九)……………二四

二、会計報告

- 昭和三十二年(自昭和三二年四月一日) 決算……………七
至昭和三十三年三月三十一日)
昭和三十三年(自昭和三十三年四月一日) 予算案……………七
至昭和三十四年三月三十一日)

附 財 産 目 録

三、調 査

昭和三十三年度国立学校予算小綱

(主として国立大学歳出予算について)

東京工業大学事務局長 佐藤憲三……………一六

四、彙 報

- 1 国立大学協会会則……………三
- 2 国立大学協会役員一覧表……………三
- 3 各常置委員会委員一覧表……………四
- 4 科学技術教育振興に関する連絡委員会委員……………五
- 5 各専門委員一覧表……………五
- 6 要望書の提出(第十五回総会)……………六
- 7 国立大学入学試験の時期についての要望書……………七
- 8 大学教官の併任および兼業についての意見書……………七
- 9 会長及び第一常置委員会委員長当選……………八
- 10 弘前大学長 郡場 寛殿御逝去……………八
- 11 山口大学長 松山基範殿御逝去……………八
- 12 岡山大学長 清水多栄殿御逝去……………八

一、事業報告

1 第二常置委員会

日時 昭和三二、一一、一三 午後一時—四時
場所 東京大学大講堂便殿
出席者 各委員、第一常置委員会江国委員
欠席者 宮崎大学長

小林委員長主宰の下に開会

昭和三十二年九月十九日開催の当協会役員会において（会報第十三号第二十七頁参照）国立大学入学試験時期を二期制にするか一期制にするかについて、この委員会が研究調査することとなり、各大学から回答を求めた結果について報告検討した。江国委員から、国立大学入試を現行の通り二期制を守るのは弊害を生じ、むしろ一期制にするのが合理的であるとの意見を強調され、詳細説明された。又各委員からもそれぞれ意見の交換があり、大学により特殊な事情もあることであるから、それらの点もよく考慮する必要もあろう。明日の第十五回総会において、この委員会の調査内容等を詳細報告すると共に、結論を得ることとし、午後四時散会した。

2 第六常置委員会

日時 昭和三二、一一、一三 午後三時—五時三十分
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 各委員、各専門委員
欠席者 北海道大学総長

井藤委員長主宰の下に開会

大学共通の財政諸問題に関し、各大学から回答を求めた結果について

報告すると共に検討を加え、意見希望等の協議を行つた。

- 1 教官研究費、研究旅費の増額
 - 2 学生経費の増額
 - 3 大学設備費の増額
 - 4 防火対策費の増額
 - 5 北海道地区の石炭費の増額
 - 6 在外研究員制度の拡充
 - 7 管理職手当の拡充
 - 8 教授、助教授に研究職務俸を支給する制度新設
 - 9 大学基準予算の設定
 - 10 文部省が大学の新規予算を編成する場合には、本協会が参加協議するようにしてほしい。
 - 11 大学財政確立のため強力な財政専門委員会を設けてほしい。
- 等々について、明日の第十五回総会に報告すると共に、なお、分科会において検討協議要望することとし、午後五時三十分散会した。

3 役員会

日時 昭和三二、一一、一四（木）午前十時
場所 日本学術会議控室
議題 総会運営について

出席者 会長、各理事、各監事、各委員長

森戸副会長主宰の下に開会

一、第十五回総会の議事について

副会長から、議事の順序は従来通り、第一日は、(1)会務報告、(2)各常置委員会委員長の報告並びに討議、この間に大学学術局長から前回の総会における決議に基き提出した要望書並びに意見書に対する措置についての説明を受け（昼食休憩）、午後は各常置委員会ごとに審議、第二日は、各常置委員会委員長の報告並びに審議とすることとした旨諮り、承認された。

なお、次の議題を附議することとした。

(一) 科学技術教育振興について

右については、科学技術教育振興に関する連合委員会において、昭和三十三年度予算概算作成のため、その応急対策として昭和三十三年七月十八日、(1)科学技術教育振興に対する意見書、及び(2)教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見書を文部省ほか関係各方面へ提出し、次いで科学技術教育振興対策の恒久的問題について研究したが、最終的には科学技術教育振興を中心として国立大学の根本的な長期のはつきりした財政計画を作る必要があり、このためには調査研究し、調査機関を設けなければならないので、これに要する経費等につき総会に諮ることとした。

(二) 入学試験時期について

右については、第二常置委員会において各大学から意見を徴し、その資料に基いて検討したが、大体二期制を可とするも、その実施に当りては、各大学が自由に選択するよう任されたいとの意見もあるが、全然自由としては、混乱をきたすおそれがあるので、文部省においても各大学の意見を聞き、場合によつては本協会と協議の上調整して配分するのはよいだろうとのことであつた。この問題については総会に附議することとした。

4 第十五回総会議事要録 (第一日)

日時 昭和三二、一一、一四(木) 午前十時二十分
場所 日本学術会議講堂
出席者 各国立大学長
文部省 緒方大学学術局長、西田学生課長、蒲生庶務課長
(開会前、十時から二十分、会場控室において役員会を開き、総会の運営等について協議した。)
一、学長交替について
会長から前総会以後における学長交替について、次の通り紹介があつた。

大学名

(新)

(旧)

東北大学	黒川利雄	高橋里美
鳥取大学	(学長事務取扱) 松田清勝	下田光造
島根大学	(学長事務取扱) 原田虎男	山根新次
小樽商科大学	加茂儀一	大野純一
宮崎大学	甲斐三郎	栗原一男
高知大学	久保佐土美	阿部孝
新潟大学	小池敬事	伊藤泰一
帯広畜産大学	(学長事務取扱) 大野勝治	小華和忠士
北海道学芸大学	武田一郎	田所哲太郎

二、会務について

会長から、次の通り報告があつた。

- 1 前回の総会以後、七月十一日、九月十八日の両日に科学技術教育振興に関する連絡委員会、九月十九日に第一常置委員会、十一月十三日に第二、第六常置委員会が開催されたが、その議事については後刻当該委員会委員長から報告があることと思う。
- 2 九月十九日に役員会を開催し、次の事項につき審議した。

- (一) 第十五回総会の開催期日並びに議題について
- (二) その他

3 前回の総会における決議に基き、要望書及び意見書を文部省その他の関係先に提出した。

(2、3は会報第十三号所載)

4 本日総会開会前、役員会を開催して総会の運営につき協議した。
三、前回の総会における決議に基き提出した要望書及び意見書に対する文部省の見解について

右について会長から質問があり、緒方大学学術局長から、要望書及び意見書の趣旨に関連して来年度予算要求をしている概要につき、次の通り説明があつた。

(一) 教職員定員の増加と待遇改善について

- (1) 教官、補助職員、管理職員の増加について
講座制、学科目制を問わず、来年度予算において重点を置いて要求している。特に実験実習補助職員の増加は、科学技術教育振興と関連があるので強く要求し、今後大蔵省と折衝する。
- (2) 教官の待遇改善について
来年度の要求として、講座担当の教授、助教授に対し、教授については二号俸、助教授については一号俸それぞれ調整号俸をつける案をつくり、大蔵省と折衝中である。
- (3) 在外研究員制度の拡充について
本年度は一億円であるが、来年度は二億七千万円を要求している。
- (二) 教育、研究施設の拡充と整備について
- (1) 教室、研究室等の整備充実について
文教施設については、緊急五ヶ年計画をつくり、五年でその整備を計るために、来年度は本年度の倍額五十七億円を要求している。
- (2) 学寮、学生会館等の整備充実について
来年度は本年度の約二倍半の予算を要求している。
- (3) 設備の更新と整備について
実験実習施設につき、既設設備の更新費と新設学部及び学科の設備の整備費を要求している。
- (三) 教育費、研究費等の増額について
- (1) 教官研究費（講座研究費）について
教官研究費については本年度の五割増、大学院を置く大学の講座研究費については本年度の三倍を来年度予算において要求している。
- (2) 教官研究旅費、学生実地指導旅費について
来年度は本年度の約三倍強を要求している。
- (3) 専任講師の研究費について
本年度予算において新たに要求している。
- (4) 学生経費特に大学院学生経費について

- 右の増額も要求しているが、特に大学院学生経費は学部学生経費の二倍を要求している。
- (5) 図書購入費について
右の増額についても極力趣旨の実現に努力している。
- (四) 学生部の強化と職員の待遇改善について
右については、学徒厚生審議会で審議中なので、その答申により実施することにした。
- (五) 学生健康保険について
私立大学の意見を調整したが、はつきりしないので、来年度から国の制度として学生健康保険を実施することは困難と思われる。それで来年度から、とりあえず各大学で任意に実施している事業について事務費の補助をすることとし、そのための予算を学徒援護会の予算に組んである。
- (六) 教員養成制度について
教員養成制度については、前回の総会以後今日まで中央教育審議会で検討願っている。国立大学協会から提出された意見は十分に尊重し、特に協会から審議会の委員に加わっていただいで審議願っている。しかし結論が出るまでには相当時間がかかるものと思われる。
- (七) 科学技術教育振興について
- (1) 来年度予算として理工系学生の定員を、既設の学部学科の定員増加と学部学科の新設とにより、千九百名増加することを考えている。右のいずれにより増加する場合にも、教官特に助手、並びに技官その他、補助職員の増員、教育研究設備、建物施設等について充実整備するように努力する。
- (2) 一般教育を整備充実するために、これに携わる教官の定員を充実配当することについては、教官の定員も学生数にあわせて考慮する。
- (3) 近代科化の発達と産業社会の需要に応ずるため、国立大学における欠陥と不備に鑑み、適切な学科及び科目を新設することについては、来年度予算において二十四の学部学科の新設を要求して

いる。

(4) 実験、実習設備の充実整備については、既設のもの更新、新設のもの充実を考慮している。

(5) 理工科教育の教員養成の問題は、小中学校の教育養成についての要望であるようだが、教員養成制度改善の問題も、この点までは進んでいない。なお、理工科関係設備の増加は要求中である。

(6) 教官の給与待遇の改善については、さきに述べた通りである。

(7) 教員養成における科学技術教育の刷新については、中央教育審議会において検討中であるが、施設、設備の改善については今後とも研究したい。

なお、来年度予算において要求している国立学校経費は、科学技術教育振興の声が高まつたのに関連して教官の定員増、学生増募等に対し、本年度比百六十億円増となつている。因に本年度は前年度比三十五億円増で、このうちには給与費の膨み二億九千万円を含んでいる。

右に対し北川大阪学芸大学長から、教員養成制度については中央教育審議会に諮問しているとのことであるが、本年度教員養成大学の学生募集定員は減少し、教官定員も減少している。教員養成大学の学生の就職率が基準になつて定員が減らされるのなら今後ともこのようなことが起るよう思われるが、文部省として大体的見通しはどうかとの質問があり、緒方大学学術局長から、教員養成制度については、質の問題と需給調整の問題とがある。教員養成大学卒業生の就職率は、年度始めは約五割であるが、年間を通じてみれば、全部の者がどこかに就職している。小中学校における児童の定数の基準の問題等について研究しているが、長い見通しとしては、十年後には児童の数が減るであろうから、需給の調整をして定数を減らすことになろう。明年度は、従来の方針により二年課程は減らし、四年課程は殖やすが、しかしなるべく現状を維持し大きな変革は避けたい旨答えられた。戸田金沢大学長から、本協会から文部大臣に提出した「科学技術教育振興に対する意見書」の中において、経常的所要経費として学生一人当り年間四十万円を要することになつているが、文部省から大蔵省に要求している額はどうかとの質問があり、緒方大学学術局長から、文部省の案

は算定の形は違うが、四十万円にはなつていない。参考までに全体の金額を云えば、教官研究費、研究旅費四十四億円、学生経費三億三千万円、文施設整備費五十九億円、原子力研究関係経費二億九千万円、大学院担当教官の優遇措置のための経費二億二千万円であると答えられた。重松福井大学長から、科学技術教育振興に伴い或大学では学生定員を増加し、教官も増員しているが、教員養成大学ではその逆である。文部省では現状維持は考えていないのではないかと述べられ、緒方大学学術局長から、教員養成大学の来年度の学生定員は、本年度より減らすことなく、現状維持にしたい。既設の学部学科の充実等に伴う教官、補助職員の増加等については、大蔵省と折衝して最後の結論を得るまでには、相当の波瀾があるものと思われるが、できるだけ努力したいと答えられた。

会長から、学生部の強化について学徒厚生審議会で審議中とのことであるが、本協会からその委員に参加しているかとの質問があり、西田学生課長から、協会からは、嶺山お茶の水女子大学長が副会長に、東茨城大学長が委員になつている。専門委員には国立大学の学生部長や事務局長が五名位参加している。会の審議事項としては、学生の厚生補導に関する組織運営と、学生の健康管理の改善についての問題があるが、明年三月一杯に部会の審議を終え、四月乃至五月に総会の審議を終えて取まとめる予定であると答えた。また緒方大学学術局長から、学生部の強化については、明年四月頃結論が出る見通しなので、来年度の予算には要求していないが、三十四年度の予算において要求することになろう。また、来年度の予算において、各大学で任意に実施している学生保険事業の事務費を補助するための経費を学徒援護会の予算の中に組んだのは私立大学もあるので大学運営費として予算を組むことが困難なためである。それで学徒援護会の予算に組み、各大学の団体事務費として給付することにした旨答えられた。

四、各常置委員会の協議状況報告
各委員長から、それぞれ所管事項について、次の通り報告があつた。

第一常置委員会 滝川委員長

1 文理学部の整備改善について

この問題については、さきに本会で検討し、更に文理学部を有する十四の大学長において具体的問題について種々検討を加えてきたが、文部省において作成された国立大学組織運営に関する改善要項中「別紙二」の各学部改善参考案の一の文理学部「3」項に四つの案が示されてあるので、大体この案に準拠して更に十四の大学において検討し、具体案を作成の上、本委員会において更めて審議することになった。

なお、文理学部教官の有志の者が集つて全文理学部対策協議会を結成し、去る十月十七日の会議において、次のような観点から全文理学部改革案要綱を作つた。と内容の概略を紹介されたがここには省略する。

2 一般教育担当部局の制度化について

右につき、本年七月新潟大学において開催した第五回関東甲信越地区国立大学長会議の申合せとして、その代表者から、本協会においてこの問題に対し適切な結論を得られるよう研究方依頼してきたが、一般教育担当部局を制度化することは、教育公務員特例法の法令上の改正を要し、その実現は四囲の事情から容易でないので、この際管理職等の問題には触れず、学内において委員会等の組織を強化し、その運営により措置することが適当と思われる。なお、根本的には一般教育のあり方が問題であるから、その内容については併せて研究するので、以上の問題については、本協会総会において研究することが望ましい。

右に対し、遠藤埼玉大学長から、文理学部を置く全国の大学の学長又は全国の文理学部長が集つて文理学部の問題を協議しているにもかかわらず、先般来有志が集つて全文理学部対策協議会を結成し右のような改革案要綱を作つたが、本学からは発起人に加わつていないので、本学としては、要綱の線にどうか否かは今後の問題であるとの発言があり、また、小林千葉大学長から、文理学部の問題については、文理学部を置く十四の大学長会議でも、また、文理学部長会議においても屢々審議され、重要な問題になつてゐる。しかし

現在の文理学部でも一概に駄目なわけではない。今後文理学部の内容をはつきり限定するわけにはいかないと思うが、改善を要する点もあろうから急がずに、よく事情を見極めて慎重に扱つてほしいとの要望があつた。これに対し、滝川委員長から、全文理学部対策協議会については、私是一向に知らぬところで、その改革案要綱は、参考までに披露したと述べられ、会長から、改革案要綱の扱いは、総会の議事に関連して大切な問題である。全文理学部対策協議会を作るのは結構であるが、改革案要綱は学長又は学部長を通じて本協会に議題として提出されるのが筋である。従つて只今の委員長からの改革案要綱についての話は、話があつたということに止め、総会の議題とはしないと述べられ、了承された。

第二常置委員会 小林委員長

昨年九月十九日開催の役員会において、入学試験時期を各大学同一にすることについて提案があり、第二常置委員会でお検討することになつていたが、本問題は重要な問題で、各大学により希望も異なることと思われるので、各大学に質問書を出し、回答をもらつて昨日審議した。まだ審議の中途であるが、本日午後更に審議して結論を出したい。大体達するであろうと思われる結論は、入学試験の期日の配分は従来通り存置する。但し、従来は文部省が一期、二期の別を決めて各大学に通知していたが、今後は、その何れにするかは各大学の要望を聞いて文部省で調整してほしいということである。従来審議の経過では、一期、二期に分けても、時期を自由選択にして各大学が希望通りに実施することにしてはどうかという意見もあつたが、それでは混乱するであろうから、文部省で調整してほしいということであつた。また、来年度は差当り変更できないから、既定通り行い、再来年度から右の措置を実施してほしいとのことであつた。そのほか、(イ)一期の大学は二期の大学より優れているというような感じを与えるようなことはさけてほしい。(ロ)入学試験一期の期日を一週間位早くしてほしい。(ハ)一期、二期の間を拡げてもらえぬか、(ニ)一期、二期の大学を交替制にしたらどうか。(ホ)一つの大学内でも、学部によつて期日を変えて行くことにしてはどうかというような意見もあつたが、更に審議

することにした。

第三常置委員会 東委員長

特別に報告することはない。

第四常置委員会 戸田委員長

学生健康保険については、国立大学としては、昭和三十二年年度から遅くとも昭和三十三年年度から実施するように希望していたが、まだ実現していない。学徒厚生審議会での審議によつて、早急に実施されるよう希望する。

第五常置委員会 寺沢委員長

特別に報告することはない。

第六常置委員会 井藤委員長

大学共通の財政問題については、あらかじめ各大学に対し質問状を出しておいたが、北海道学芸大学ほか七大学から回答があつた。その内容は大体今まで問題になつてきたものであるが、それ以外のものもある。これを整理すると次の通りとなる。このうちには六月の総会の要望事項として各方面に提出したものも多いが、一部が取上げられて実現されにすぎないので、更に実現方促進してほしい。

1 教官研究費、研究旅費の増額（専任講師の研究費の計上を含む）。

2 学生経費（生徒経費を含む。）の増額

3 大学設備費の増額

イ 新しい大学を創設する場合において、かつて大学が特別会計で経理されていたときは創設費が計上されていたが、現在は創設費が十分でないので、増額してほしい。

ロ 戦後学制改革により師範学校が大学に編成替えされたとき、理科系学部の創業の経費が計上されていないので、教員養成大学の理科教育設備費を計上してほしい。

ハ 旧設備の更新費を増額してほしい。

4 防火対策費の増額

5 北海道地区の石炭費の増額

学校経費としての暖房費を増額してほしい。なお、或る大学では建物が木造のため冬期寒気きびしく、研究上困るから木造でない建

物に改良してほしい。

6 在外研究員制度の拡充

7 管理職手当の拡充

従来支給されているものも、その支給率を上げる必要があるが、そのほかに新たに分校主事、附属学校長、課長、事務長にも支給されたい。

8 教授、助教授に研究職務俸（教授は毎月最低三万円、助教授は毎月最低二万円）を支給する制度を設けられたい。

9 大学基準予算の設定

大学で予算を編成するとき、また、文部省が大蔵省に予算を要求する際、形式的にも内容的にもまとまつたものを出さないと効果がないのではないか。予算作成に合理的な基礎を与える模範的予算要求の必要がある。

10 文部省において大学の新規予算を編成する場合には、本協会が参加協議するようにしてほしい。

11 大学財政確立のため強力な財政専門委員会を設けてほしい。

右委員会は、国家予算の中における大学予算のあり方、大学財政について独立会計制度を設けること等について研究し、財源として目的税を新設するとか、教育公債の発行を含む大学予算獲得の方法を考えて、直接に国会に働きかけ、また、大学財政の実状を広く世間に訴え、世論を喚起する。

12 文部省から大蔵省に要求した予算は、できるだけ多く通過するように協力する等適宜な方策を購じてほしい。

13 重要な研究用機械の更新にあたり、予算支出の軽減をはかるため古い機械の代価が新しい機械購入の際差引されるような法律的措施をとつてほしい。

以上の問題について多少審議したが、まだ意見がまとまつていないので、本日午後更に検討したい。

第七常置委員会 村上委員長

前回の総会以後委員会を開催していないから、特に報告することはなし。

教員養成制度は重要な問題で、目下中央教育審議会で審議されているが、本協会からは森戸広島大学長と内藤愛知学芸大学長と私が委員として参加している。審議会での今後の審議の模様によつては、委員会を開きたいと考えている。

科学技術教育振興に関する連絡委員会 内田委員長

本委員会のこれまでの協議状況については、会報第十三号の第2425頁に掲載の通りである。

七月十一日の委員会において、その当時科学技術教育の振興につき中央教育審議会に諮問されて審議中であり、また、来年度予算の概算要求を決める時期が近づいていたので、それに間に合うように本委員会から意見書を提出することとなつて「科学技術教育振興に対する意見書」及び「教員養成における科学、技術教育の刷新振興についての意見書」（会報第十三号の第35～37頁に掲載）を決定し、これを文部大臣ほか関係各方面に提出した。

九月十八日の委員会において、科学技術教育の振興は、単に理工科系の専門の問題であるだけでなく、経営工学にも関連しているから、一般学術の面から検討し、基礎的な研究を積上げてしっかりとしたものにする必要がある。それで本委員会に専門委員会を置き、理工科系だけでなく関連分野についても研究できるようにしたいとのことである。

九月十九日の役員会において前日の委員会の審議の経過を報告し、協議したが、専門委員会の組織人選については、森戸副会長とも相談して決めることになつた。また、経費も若干使う必要があるもので、総会の承認を得ることになつた。

右の報告に対し、会長から、専門委員会の組織について腹案があるかどうかを質問され、内田委員長から、どの範囲にするか若干の腹案はあるが、何れも予算が決り活動し得る状態にならないと決められないと答えられた。次いで会長から、科学技術教育の振興に関し研究調査するために科学技術教育振興に関する連絡委員会に専門委員会を置き、学長でない方に専門委員をお願いしたい旨諮られ、承認された。なお、専門委員は、理工系教授五、六名のほか数字に明るい事務局長

二乃至三名加わることとし、その人選は会長、副会長及び内田委員長に一任された。

以上をもつて午後〇時十分午前中の会議を終り、昼食休憩、午後一時から各常置委員会を開くこととした。

第十五回総会議事要録（第二日）

日時 昭和三二、一一、一五（金）午前九時半

出席者 前日と同じ

矢内原会長議長席につき開会を宣す。

一、各常置委員会所管事項の報告

昨日開かれた各常置委員会の審議事項について、各常置委員長から報告があり、それについてそれぞれ質疑応答があつた。その概要は次の通りである。

第一常置委員会 滝川委員長

1 文理学部整備改善について

右については、はつきりした結論に達していない。この問題については、さきに文理学部を有する十四の大学長に一任しておいたが十一月十三日の会合では、(1)現状を維持するか、(2)文部省において作成された国立大学組織運営に関する改善要項中「別紙二」の各学部改善参考案の一の「文理学部」3項に示された案によるかの採否決定はできていない。各文理学部は構成、人員共に区々なので早急に結論は出ない。明十六日に又、会合して協議することであるが、結論は出そうにない。なお、三人の関係大学長（関口、佐藤、辻田の三学長）の報告によれば、(1)文理学部の内容はそれぞれ異なるので整理は困難である。更に協議して適當の案を作る、(2)全文理学部対策協議会は数度に亘り、有志者が私的に会合したもので、関係各学長は正式にタッチしていない。その要望書は一の資料として取扱ひ、学長間においては正式に認めない、(3)明十六日関係大学長において更に協議することである。第一常置委員会としては、その報告を待つて総会に附議する。

2 一般教育担当部局の制度化について

一般教育の問題は、理論的には文理学部の問題とは切り離すべきではあるが、文理学部と一般教育とは密接の関係があるので、実際には両方を関連させて論ずることが望ましい。一般教育は新制大学の重要な問題で、何とか制度化する必要がある。(1)一般教育と普通科目の問題、(2)外国語は一般教育科目か普通科目か、(3)総合的にはこの問題をどうするか等、その取扱いは慎重に研究する必要がある。依つて第一常置委員会においては、研究の材料として本協会から各大学に、(1)一般教育の現状、(2)現在一般教育についてどんな困難な点があるか、(3)その改善方法を照会し、その回答を材料として一般教育担当部局の制度化について研究したい。

右に對し、古林神戸大学長から、第一の問題については最初の発端は「整理」にあつたが、現在では、現状維持案とピーク案は十対三となりこれでは整理案にならない。問題点を明らかにしてもらわなければ手のつけようがない。第二の問題は新学制の矛盾の問題があり、第一常置委員会として取りあげるにはあまりに大きな問題ではないか。この問題の根本的解決には新制大学の根本的改正を要するものと思うので大学基準協会あたりで審議してはどうかと述べられた。これに対して種々意見の交換があつたが、大学の制度問題の検討は第一常置委員会の任務であり、必要があれば連合委員会又は専門委員会を作られてもよい。とにかく第一常置委員会が中心となつてまとめてゆくことに了解した。滝川第一常置委員会委員長から、第一の問題については、なな研究中であり、第二の問題については、今後とも研究する旨の発言があつた。

第二常置委員会 小林委員長

入学試験時期を各大学同一にすることについて、第二常置委員会において前後二回にわたり慎重に審議を重ねた結果左の結論に達した。「入学試験時期の二期二期を従来どおり存置して、その何れにするかは、各大学の希望に基づき全体の立場から考慮調整すること。ただし昭和三十三年度の入学試験は指定のとおりに行うこと。」
なお、調整には、文部省が当るのが当然と思うが、独断ならぬよ

うに、問題によつては大学協会に相談してほしい。又各大学から提出された意見は運営で処理することとした。資料を適当な機会に見て貰つて文部省でも研究願いたい。

右に對し、江国横浜大学長から、これにより積年の問題は全部解消されたのではなく、二期の大学には種々の悩みがあるので、第二常置委員会において更に継続研究願いたいと述べられ、小林委員長から一期、二期の各大学の希望するところも分らないので、文部省において更に研究せられたく、また、とくに問題が生じた時は大学協会に相談されることとし、本委員会としては、これをもつて一応終了したものと了解せられたいと答えられた。

第三、第四常置委員会代表 戸田委員長

昨日、西田学生課長から、学徒厚生審議会に對し、文部大臣から、(1)大学における学生の厚生補導に関する組織運営、(2)学生の健康管理の改善について諮問があり、目下職制の基準、予算の確立、現職職員教育、学生の健康理についての要求等につき審議中なる旨説明があつた。なお、学生健康保険制度は広島大学ほか七校で自主的に実施されており、それに対して国から事務費の補助がある。国としては十二校分の予算があり、なお、四校分の余裕があるので、希望ある向は早く申込みばよいとのことである。

(午前十一時十分から約十五分間休憩)

第五常置委員会 寺沢委員長

教育職員の併任及び兼業に関する本年七月二十二日の文部省大臣官房人事参事官の通達は、その運営如何によつては著しく大学における教育及び研究を阻害するおそれがある。学問の水準を高め、その進歩をはかるためには、できる限り大学間相互の学問の交流を尊重するよう要望する

右に對し、京都、熊本、神戸の各大学長から賛否の意見が述べられ会長から、この通達は参事官名で各大学長あてに出されてあるが、これは悪例と思うので撤回していただきたい。大学の運営、執行に関しては従来は文部大臣又は次官名で通牒されているので、更めて措置されたい。管理職に在る者の併任等についても、大学相互間において差支

えないと認められたものを文部省が認めないのは非常な干渉である。しかるに反面、政府や文部省では、管理職の者に対してもさかんに兼業を依頼して来る。この点については、私個人として当局に対して強く意見を申述べざるつもりであると述べられた。この意見書を要望書とするかどうかは役員会で決めることとした。

第六常置委員会 井藤委員長

大学の財政については、昨日午後天城参事官から事情を承り、種々審議した。昨日報告した十三の事項を中心として、これを具体的なものとし、その内容を要約すると、即ち(1)教官研究費の増額、費目等の新設、(2)大学基準予算の編成のための強力な委員会を設け、本協会の意見を組入れて予算確保の合理化を図りたい。(1)については昭和三十三年度予算は従来と異なり、金額の違いはあるが、大部分組み入れてあつて喜ばしい。例えば管理職手当を新設(分校主事も入る)した如きである。(2)の一般的の事項については、各位共同によく検討された。そこでこの際次のように決議した。

「大学予算の大幅の増額を要望する。」

第七常置委員会 村上委員長

1 第七常置委員会は、中央教育審議会第十一特別委員会における昭和三十二年七月以降の教員養成制度改善についての審議の経過中その問題点について検討を加えると共に今後の審議の経過について十分な注意を払うことを申し合せた。なお、村上委員長は、去る六月の本協会総会において決定された「教員養成改善についての要望」に関して、中央教育審議会総会において説明をおこない、要望する要点を明らかにした旨報告があつた。

2 第七常置委員会において論議された重要な問題は、次の通りである。

(イ) 教員養成の問題は、大きく二つに分れる。その一つは初等教育の教員養成の問題である。もう一つは中等教育の教員養成の問題である。ところが現行制度においては、中等教育の教員養成のうちにふくまれる中学校の教員養成は、それを小学校の教員養成と一貫する義務教育学校の教員養成と考える場合と、高等学校教員養成と一貫

する中等教育の教員養成と考える場合とにおいては、現状においてはその問題の性格と内容をいちじるしく異にしてくる。初等教育の教員養成と中等教育の教員養成とは、小学校の教員養成と高等学校の教員養成とに關するかぎり、そう問題はないのであるが、中学校の教員養成に關するかぎり問題はかなり複雑になつてくる。そのために初等教育の教員養成と中等教育の教員養成は、中学校の教員養成の問題をはさんで複雑にして困難な問題をはらんでくることになる。

(ロ) いま問題を小中学校を一貫する義務教育学校の教員養成に限定してみると、義務教育の全国的な水準を高め、それを確保するため小、中学校の教員養成が十分な計画性をもつべきことはいうまでもないことであろう。その計画性に欠けていることが今日の小、中学校の教員養成を非常に不安定なものにし、教員の質的低下をひき起していることは否定すべからざることであろう。義務教育の全国的水準を高め、教員資質の向上をはかるためには、何よりもまず教員養成の教育的内容の方法のうえに望ましいより高い全国的な基準を打ち出し、それに応じて教員需給の關係を教育的にも十分に調整し得る必要な数を定めなければならない。ここに計画養成を強化すべき理由があるものと考えられる。このことは義務教育学校のみならず、高等学校その他の教育機関の教員養成についても基本的には妥当なことであろう。

(ハ) 教員養成とくに義務教育学校の教員養成については国の責任をもう少し明らかにすべきであろう。然しこのことは教員養成の中央統制や文部省権限を強化することを直ちに意味するものではない。現行制度においては免許状取得に必要な単位の認定は各大学の責任において与えられる。免許状を授与するのは教育委員会の責任である。単位認定の基礎になる学生の単位履修の条件は、各大学の自主的なカリキュラムによりて提供される。そのカリキュラムにしたがつて免許法の規定する必要単位を履修した者は、全く無制限に免許状が授与されることになる。その間に国の負うべき義務教育に対する基本的責任の介入する余地はほとんどないといつてよい。かかる

無責任放置の状態こそまず改善を要することであろう。そのためには質量両様の意味における計画養成の方針を打ち出し、それに応ずる正当な国の責任を明らかにすることが必要である。

㊦ しかし計画養成の方針にしても、国の責任を強化するにしても、危険の伴うことは十分に警戒されなければならない。計画養成については、まず第一に教員養成の内容、方法、カリキュラムの望ましい基準の設定が必要になつてくる。しかるに現状においては、免許法の規定する最低基準があるのみであつて、それは決して望ましい教員養成の基準を示したものではない。したがつて望ましい基準を設定することになれば、教員養成に当る各大学は、国、公、私立を問わずそれによつて大きな制約をうけることになる。さらに予想される次の大きな困難は、計画養成のもう一つの重要な要請である養成すべき教員数の制限である。現状においては、各大学において養成される免許状取得者には、なんら数的制限はない。要するに計画養成は質、量両様の意味において国、公、私立の各大学の教員養成に大きな制約、制限を与えることになる。このことは各大学から理論的にも実際にも大きな反響をうけることになる。この反響・困難を解決することなしには、教員養成制度の根本的改善を求めめることは不可能であろう。

㊧ 教員養成の現行制度がひき起す種々な欠陥や問題は、究極においては現行の教育職員免許法に原因するところが少なくないのであるから、免許法の改正をはかることを急務であろう。

科学技術教育振興に関する連絡委員会 内田委員長
まだ報告するまでに至つていない。

(各委員会の協議事項を整理するために午前十一時五十分から約二十分間休憩)

二、本總會における協議事項の取扱について
会長から、休憩中に開催した役員会において協議した結果につき、

次の通り報告があつて承認された。

1 大学予算の大幅増額について
このことは前々から事情を述べて要望してきたが、まだ、姑息で

戦後大学の充実は期し得ないから、大学の予算を大幅に増額して充実強化を図り、短期間に実施するよう政府並びに国会に對し要望する。

2 入学試験時期について

文部省へ意見書として提出する。

3 教育職員の併任兼業について

右につき、文部省大臣官房人事参事官から学長あてに通達があつたが、かかることは、形式上からも先例はなく、内容も好ましくない。本来、併任兼業は、大学の責任と判断において自主的に運営するものである。大学において研究、教授に差支えないと認められたものに対しては、政府はむしろ必要な旅費、手当を支給されたい。今回のような通達については、今後はこのようなことのないよう要望する。

なお、要望書、意見書の作成については、会長、副会長に一任された。

最後に会長から、本年十二月十四日をもつて東京大学総長の職を去ることに確定しているので、従つて本協会の会長も辞任することになると退任の挨拶があり、これに對し、副会長から会長在任中の労に對し謝辞を述べられた。

以上をもつて、午後零時半閉会、第十五回總會を終了した。

5 役員会

日時 昭和三三、一、一六(木) 午前十時—正午

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 会長、副会長、各役員、各常置委員会委員長
(欠席者) 平沢理事、村上第七常置委員会委員長

文部省緒方大学学術局長

森戸副会長主宰の下に開会。

一、理事交替について

副会長から、京都大学長滝川氏退職により、その後任として平沢氏

が、また、東京大学長矢内原氏退職により、その後任として茅氏がそれぞれ理事に就任された旨紹介された。

二、会長選挙について

副会長から、矢内原会長退任による後任の会長については、慣例として東大の学長が会長になることになってはいるが、会則では理事の互選により決めることになっているので、選挙することに願いたい旨述べられ、これを了承、よつて早速投票を行つた結果、次の通り茅理事が会長に当選した。

理事総数

十四名

欠席者

一名

出席者

十三名

投票数

十三票

茅理事

十票

森戸副会長

三票

次いで茅氏、議長席に就き、会長に就任の挨拶を述べられた。

三、矢内原前会長に対し記念品贈呈について

会長から、南原元会長には記念品としてポータブル英文タイプ（価格四万二千円）を贈呈したが、矢内原前会長にも記念品を当人の希望を聞いた上で贈呈することにしてはどうかと諮られ、承認された。なお、品種等の選定については、会長に一任された。

四、科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員会の中間報告について

内田科学技術教育振興に関する連絡委員会委員長から、昨春秋の総会において、科学技術教育振興の問題をとりあげ、専門委員会を置いて研究調査することになり、現在まで三回委員会を開催して審議した。審議事項は、

(一) 科学技術教育の基本的考え方（1、目標2、理学と工学との関連の問題3、他分野との関係、殊に経済学、経営学との関連）

(二) 義務教育と高校教育（1、理学教育と語学教育2、高校一般課程と職業課程との問題、文理分科の可否に就て3、大学進学適性者数（適性素材と社会の要求）4、技能訓練の問題5、教員養成の問題

(三) 大学教育（学部）（1、教員組織の問題、学生数との比率の問題

……適正授業担当時数（学部及び大学院）2、学科の問題、学科に対する考え方（基本的のものに重点をおくべきか、細分化を採用するか）3、一般教育の問題、その問題点と今後の対策（語学及び保健体育を含む）4、研究費の問題5、研究設備の問題とその予算

6、大学学部における技能教育の問題

(四) 大学教育（大学院）の内容については大体(三)と同様

(五) 附置研究所と大学との関連について

(六) 地方大学の強化策

(七) 大学予算（総括問題として）

(八) 大学予算（総括問題として）

の七項目である。現在まで(一)、(二)を審議したが、まだ結論として報告することはない。今まで審議した事項のうち耳新しい問題として大学進学適性者数の問題がある。即ち、日本では各年令別の知能構成の資料はないが、知能構成についてはほとんど民族的差異はないであろうから、アメリカの資料を利用することになると、アメリカでは大学教育にたえられる者は知能指数一一八以上の者であり、卒業できる者はそのうち三五％である。これを日本の同年令構成にあてはめると大学を卒業できる者は十二万人前後になる。この、アメリカの資料によつて作つた資料は、更に専門家に検討してもらふことにしている。また

適正授業担当時数については、講義実験、演習等に適当なフアクターを掛けて集計した結果、週十二時間が最高であり、担当総時間数は一三〇〇―一、五〇〇時間、アウトサイドの時間数は三〇〇時間、一クラス担当人員は四〇―五〇名が適当であろうとあつたが、なお目下審議中である。現在のところ、春の総会までに結論が出ればよいと思つてはいるが、それができない場合には、或程度まとまつたものを春の総会に中間報告し、秋の総会に結論を報告したい。いずれにしても大学として筋の通つたものを研究作成したいと考えている。なお、緊急措置として、この問題について、昨春秋の総会後に一応の結論を出し、文部大臣その他関係各方面に意見書を提出したが、今回は時間的にも余裕を持ち十分に検討したい旨の報告があり、右の報告に

関連して質疑応答があつた。

五、第一常置委員会委員長互選について

進藤事務局長から、滝川氏退任による後任の第一常置委員会委員長の選挙については、書面により同常置委員会委員で互選中であるが、未提出の者が一名いるので、まだ決定していないとの報告があつた。

六、文理学部の整備問題について
進藤事務局長から、右について各大学の意見を照会中であるが、一部回答がまだ来ないので、結論が出ていない。結論が出次第、報告したいとの報告があつた。

七、要望書の提出について

杉野目理事から、去る十日稲田文部次官の所に来年度の予算査定状況について聞きに行つたところ、予算の獲得につき協会の学長方も協力願いたいとのことであつたので、茅東大学長、内田東京工科大学長と共に、緒方大学学術局長、天城会計参事官とも打合わせた結果、科学技術教育の振興は政府が重点施策としてゐるにもかかわらず、その裏付けとなる予算が頗る不十分なので、(一)学生定員の増加に伴い教官を約百名増加されたい。(二)教官研究費、実験費及び設備費を四十一億円増額されたい。(三)学科増設、学生増募には教育実験施設が必要であるから、国立文部施設費を最低六億円増額されたいとの要望書を国立大学協会の名において文部省その他各関係方面に説明しておいたから了承願いたい旨述べられ、追認された。会長から、今後予算等の問題について今回のように緊急措置を採ることを必要とする場合が起ることを考えられるので、かかる場合の臨時措置を在京の者にお任せ願う、勿論在京の学長のみに限らないで問題によつてはできるだけ広い範囲の学長とも連絡を取つて臨機の措置を採る上から、その人選は会長に任せていただくことはできないものかと諮られ、了承された。また会長から、今後、皆さんでこういうことを申入れるべきだとお考えになることがあれば電話でなり何なりで申入れてほしいと要望された。

八、来年度予算の概算要求について

緒方大学学術局長から、来年度の大学予算の要求については、教官研究費の増額を特に強く要望しているが、全般的にまだ見通しがついていない。第一次の内示では、教官研究費は三十二年度に比し五〇パーセント増を要求したのに対し理工系五パーセント増(三十二年度よ

り三億円増)となり、学生経費は、三十二年度に比し学部学生は四〇パーセント増、大学院学生は学部学生の七〇パーセント増となつてゐる。また設備費は三十二年度と大体同額であるが、まだ十分でないので増額を強く要望している。学科の増設については、大蔵省は、科学技術教育振興の観点から、学生千名の増募と約十の学科増設を認めるとの原則的な意思表示をしているが学生を増やしても教官は増やさないうことである。教官を増やすことに一番難関があるが、少しづつでも増やすように努力したい。全般的な問題として与党との話し合いが始まつた程度でまだ財源がはつきりしていないとのことである。本省関係の費用としては、科学研究費が一億六千万円、在外研究員の費用が九千七百万円である。また育英費については、特別奨学生一万名を従来の奨学生と別枠にすることに要求していたが、第一次の査定では五千名となり、これを従来の枠内で賄うようにということである。経費の節約は大体五パーセントであるが、文教関係は三パーセントである。大蔵省では、就職需要の多い学科の学生は増やしてもよいが、就職率の悪い学科は学生を減らしたらどうかとの意向であり、定員より学生が少い学科を調べている。また教官の欠員が全体で約二千名いるのにこれを埋めないで学科、研究施設を増設し、教官の定員を増やすのは問題だと考えているが、欠員の問題については、今直ちにどうせよという直接の問題はない旨の説明があつた。会長から、実験講座の研究費は九七万円であるが、戦前は一万円であつたので、物価指数を三七〇倍として三七〇万円が妥当な額で、三三年度は一八〇万円、三十四年度は九〇万円増、三十五年度は更に一〇〇万円増にして三年計画で三七〇万円とし、科学研究費はそれから重点的に増すのがよいと考えている旨述べられた。また、教官を増やさないのでまた研究費の裏付を考えないで学生定員だけ増やすことは無理だから、教官の定員増加を伴わない学生定員の増加は、大学としては引受けないようにするのがよい。また学生定員を増やす場合には、従来一般教育にまらず、しわが寄ってくるから、教養部を強化することを忘れないでほしいとの要望があり、緒方大学学術局長から、何時も問題となるのは教官に欠員がある点である。大蔵省の担当官も欠員を急いで補充すると

教官の質が下り全体のレベルが下つて弱体となる事は了解しているが、これをどうして主腦者に知らせるかが問題中の問題であるが、大
 学側の意向を尊重して努力したい旨答えられた。

杉野目理事から、予算の復活要求に際し文部省を支援する意味で役
 員会の右の意向を新聞等で世間に周知させる必要はないかとの発言が
 あり、副会長から、当局には大体分つてゐるから、予算を扱つてゐる
 所に会長から話してもらつた方がよいのではないかとの意見があり、
 結局会長から役員会の意向を関係者に要望してもらつたことになつた。

古林理事から、教官の定員増加を伴わない学生定員の増加は引受け
 ないようにするというのが役員会の意向であるが、大蔵省が譲歩して
 教官を若干増員した場合にはどうするかとの質問があり、その場合に
 ついては劃一的に決めないで各大学の自由に任せてよいのではないか
 また今後はなるべく定員まで学生を入れるように努力すべきである等
 の話合いがあつた。また森戸副会長から、文理学部では、文科は定員
 より学生が多いが、理科は定員より学生が少く、大学に不利な数字が
 出ているから、文理学部自身の問題として研究してほしいとの要望が
 あつた。

6 科学技術教育振興に関する 連絡委員会専門委員会中間報告(第一次)

昭和三十三年四月十九日 委員長 内田 俊一

一、専門委員会の構成

- 委員長 内田 俊一 (東工大学長)
 委員 山内 恭彦 (東大教授、理学部物理学)
 " 古賀 逸策 (東大教授、工学部長)
 " 大塚 明郎 (東大教授、光学研究所長)
 " 佐々木 重雄 (東工大教授、精密工学研・機械工学)
 " 森田 清 (東工大教授、理工学部電子工学)
 " 佐藤 憲三 (東工大事務局長)

二、開催した専門委員会

第一回 昭和三十三年十二月 十二日(木)

三、討議した内容

- | | | | |
|-----|---|------|------------|
| 第二回 | 同 | 年 | 十二月二十五日(水) |
| 第三回 | 同 | 三十三年 | 一月 九日(木) |
| 第四回 | 同 | 同 | 一月 三十日(木) |
| 第五回 | 同 | 同 | 二月 十一日(火) |
| 第六回 | 同 | 同 | 三月 四日(火) |
- 会場は毎回、東京大学大講堂内会議室を使用

(一) 科学技術教育に対する大学としての基本的考え方

- 1 目標——基本方針
- 2 理学と工学との関連の問題
- 3 他分野との関係、殊に経済学、経営学との関連
- 4 他分野に対する科学技術の基本問題

(二) 大学教育(学士課程)

- 1 教育組織の問題
 学生数との比率、適正授業担当時数
- 2 学科の問題
 学科に対する考え方
- 3 一般教育の問題
- 4 大学学部における技能教育の問題
- 5 学士課程の強化策

(三) 大学院課程と附属研究所

- 1 大学院の重要性
- 2 大学院の充実
- 3 附置研究所との関連

(四) 大学進学適性者について

- 1 理科教育と語学教育
- 2 高校一般課程と職業課程との問題
 附 技能訓練の問題
- 3 大学進学適性者数と入学試験の問題
- 4 教員養成の問題

(五) 在外及国内留学生制度の確立

(六) 大学予算

- 1 大学予算の基本的問題
 - 2 研究費の問題
 - 3 施設設備問題
 - 4 管理上の問題
- 四、審議の結果の取まとめ方

上記六回の会合で、(三)に記した内容の討議を略々終了したので、昭和三十三年四月二十二日(火)の第七回の専門委員会までに、上記(三一)を内田委員長(三一四)を大塚委員、(三一三)を森田委員(三一三)を佐々木委員、(三一四)を内田委員長、(三一三)を佐藤委員において取まとめ、当日を含めて二回程審議し、良い案がまとまれば国立大学協会の連絡委員会を開いて報告し、且つ、総会に披露検討を願ひ、若し春期総会にこれが間に合わねば秋の総会に延ばして、春期総会には中間報告として提出することを申合せた。

尚、この間適当な時期を選んで、大蔵省の担当官にも出席を願つて懇談することを考へてゐる。

附記(昭和三三、五、七)

開催した専門委員会

- 第七回 昭和三十三年四月二十二日(火)
 - 第八回 昭和三十三年四月三十日(水)
- なお、第八回専門委員会の際、次の如く会議開催を予定した。
- 1 第九回専門委員会(昭和三十三年五月十三日(火))
 - 2 科学技術教育振興に関する連絡委員会(含専門委員)
(昭和三十三年六月二日(月))
 - 3 第十回専門委員会(昭和三十三年六月五日(木))

7 役員会

日時 昭和三三、四、一九(土)午前十時
場所 東京大学大講堂南側会議室
議題 総会運営について

出席者

会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長
(欠席者) 鰐淵理事、戸田理事、井藤監事、但し、千葉大、東工大、名古屋大は代理者出席

文部省

緒方大学学術局長、春山大学学術局大学課長
茅会長司会の下に開会

一、昭和三十二年度の決算承認について
進藤事務局長から、別紙決算書につき説明あり、異議なく承認された。

二、昭和三十三年度予算案承認について

進藤事務局長から、別紙予算案の内容につき説明あり、異議なく原案を承認可決した。

なお、別紙財産目録についても同様承認された。

三、第十六回総会開催期日並びに会場について

六月十三日(金)、十四日(土)の両日、日本学術会議において開催することに決定した。但し、六月十三日又は十四日に文部省主催の学長会議が予定されているため、総会は大体十三日全日開催される予定である。

四、役員改選について

次期総会において役員全部が任期満了となるので、会則により、理事十四名、監事二名を互選することとなるが、従来の慣例により地区ごとに互選することとした。なお、委員の選出については、固定しないように地区において可然計らうことが要望された。

五、科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員会の中間報告について

内田専門委員会委員長欠席につき、代つて佐藤委員から専門委員会の構成、討論した内容及びその審議の経過を述べ、来る四月二十二日第七回専門委員会を開催し、当日を含めて、なお二回程審議し、案がまとまれば連絡委員会を開いて報告し、且つ総会に披露、検討を願ひ予定であるが、若し春期総会にこれが間に合わねば、秋の総会に延ばして、春の総会には中間報告として提案することを申合せた旨の報告

があつた。

これに対して、種々意見の交換があつたが、明年度の概算要求に盛り込むために必要な問題は春の総会までに結論を出してはとの意見に対しては、この専門委員会は基本的な問題を掘下げて検討するのが目的であり、結論を急ぐあまり不十分なものとなつては困るので、あくまでも目的にそつて検討を続けることとし、一面当面の予算問題も重要だからこの問題は専門委の報告を参考にして連絡委員会で応急措置として取上げ、二本建て進むこととする。なお、会長から、この問題を専門に研究するにはフル・タイムに考える人が必要と思うので適当な人があればこれに充てるため調査研究費の予算増額の措置を講じたこととの提案あり、承認された。なお、大学院については博士課程修了者で学位の授与を受けられない者がある等種々問題があるので、大学院をもつ大学において次回総会の開催中、適当の時間に懇談会を開き各大学の事情を報告し合い、討議しようとの話があつた。

六、文理学部問題の中間報告について

右につき、嶺山第一常置委員会委員長から、昨年四月中に第一常置委員会としては、本協会を通じて各大学に現状、運営につき困難な点及び文理学部改善案の三点につき解答を求めたところ、二六大学（文理学部をもつ一四大学を含めて）から回答があつたが、その整理は十分にできていない。次の総会には参考として印刷して配本したいと思つている。第十三回総会において、第一常置委員会としては文理学部問題を従来より研究してきたが、積極的な結論は出ないから一応打ちりたい。今後は、当該大学相互間において又は文部省と直接協議されたいと決定した。ところが各大学が直接文部省と協議し、又各大学が違つたことをやり、又は本協会と離れて別行動をとることは面白くないというので議論が再燃した。第一常置委員会としては、一応打ち切つた問題を再び取り上げることには問題である。その時、偶々文部省において相当長い間研究して作成された国立大学組織運営に関する改善案があるので、それを見せてもらつて新たな構想が浮ぶならばというので、昨年九月第一常置委員会を開催した。しかし文部省案は一般的抽象的であり、各大学は事情が具体的特殊のであり、第一常置委員

会では解決できない。それで関係大学の報告を待とうということになつた。昨年十二月「文理学部関係国立大学長協議会（代表関口山形大学長）」から文部省へ「文理学部の内容充実についての要望」を提出したが、それによると同協議会は三回協議し、鋭意改善案について研究を重ねたが、複雑困難な問題を含んでいるので、具体化するまでには、なお相当の時間を要する。仄聞するところによれば、一部には文理学部の現状を改善しない限り、その充実を考えられぬという主張もあるということであるが、われわれ関係大学では、今後も検討を重ねてできるだけ速かに改組の実現を見たいと努力しているのであるからその実現に至る間といえども、この学部が「大学の基としての役目」を荷つてゐることを十分認識せられ、現在の施設設備ではその目的を達成できぬから、今後もこの学部の充実については予算的にも十分考慮されたいとのことである。代表関口山形大学長から、この要望書を参考にしてもらいたいとのことである。この要望書で明らかになつたことは、今後のことは文部省と関係大学で考えるということと、差当り設備充実も文部省へ要望するということである。第一常置委員会としては、積極的に動く意思はないが、いかに取扱うべきかとのことであつた。

この要望書に対しては、文部省としては意見は確立していない。設備の充実についても全体の予算に含めてのことで、特に文理学部の予算を対象とすることはできない。各大学の意見を聞いているのみであるとのことであつた。東茨城大学長から、文理学部のはつきりした改組案ができない間、差別待遇されるのでは困ると述べ、又森戸副会長から中央教育審議会やその他の会議において、文理学部の問題も関連して議せられているので、早く案を出さないと他から出てくるだろう。大学の自治上、自分でできぬから他で作つてくれとは問題である。それで種々困難はあろうが、できるだけ早くまとめるようにしたい。それには最も縁も深く、又その担当事項でもあるから第一常置委員会でも検討して大体的見当をつけていたいただきたいと述べられた。会長からも、理事会としては指図がましいことをする権限はないが、もう少し研究してもらふことは望ましいと述べられた。第一常置委員会と

しては、次回総会開催直前六月十二日会合しようということであつた。

七、緒方大学学術局長から、議会において審議中の法律関係としては、国立学校設置法、定員法、日本育英会法の一部改正、予算関係としては国立大学全体の予算は三百九十九億円、文教施設整備費は本年度は約七億円の増であつたが、明年度は一億二千五百万円の増であること、その他鹿児島、愛媛両大学の新規並びに学年進行に伴う予算等につき説明があつた。

二、 会 計 報 告

昭和33年4月19日(土)開催された当協会役員会において承認された、昭和32年度決算、昭和33年度予算案及び財産目録は次の通りであります。

昭和32年度 (自昭和32年4月1日) 決算
至同 33年3月31日

国立大学協会

科 目	当初予算額	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	備 考
歳入の部	2,200,000	2,200,000	2,213,465	13,465	
1. 会費	1,220,000	1,220,000	1,220,000	0	
2. 預金利息	30,000	30,000	42,862	12,862	
3. 前年度繰越額	950,000	950,000	950,603	603	
歳出の部	2,200,000	2,200,000	1,534,309	665,691	
A 事業費	950,000	950,000	710,718	239,282	
1. 総会費	400,000	430,000	420,189	9,811	学生会館にて総会を開くため調査研究費より流用増3万円
2. 役員会費	40,000	40,000	28,324	11,676	3回分
3. 委員会費	60,000	60,000	58,485	1,515	13回分
4. 会報発行費	100,000	100,000	73,600	26,400	第12号、13号
5. 調査研究費	350,000	320,000	130,120	189,880	原稿料、年末車代等、総会費へ流用減3万円
B 事務費	950,000	950,000	823,591	126,409	
1. 人件費	690,000	720,000	715,905	4,095	国家公務員に就つて昇給するため印刷費より流用増3万円
2. 備品費用	20,000	20,000	8,230	11,770	書棚と公印
3. 借用品料	40,000	40,000	29,229	10,771	総会場、電話料
4. 消耗品	30,000	30,000	6,160	23,840	
5. 印刷費	40,000	10,000	9,225	775	会報以外の印刷物、人件費へ流用減3万円
6. 通信費	50,000	50,000	28,810	21,190	郵便切手、はがき、電報料等
7. 旅費	30,000	30,000	0	30,000	
8. 雑費	50,000	50,000	26,032	23,968	コークス、新聞、茶、都内出張等
C 予備費	300,000	300,000	0	300,000	
翌年度繰越額	0	0	679,156	679,156	

昭和33年度 (自昭和33年4月1日) 予算案
至昭和34年3月31日

国立大学協会

科 目	金額	摘 要
歳入の部	1,930,000	
1. 会費	1,225,000	1学部当り5千円、245学部、計122万5千円
2. 預金利息	30,000	
3. 前年度繰越額	675,000	
歳出の部	1,930,000	
A 事業費	820,000	
1. 総会費	400,000	72大学170人(2日)(茶菓弁当)1回計20万円 年2回分
2. 役員会費	40,000	役員等20人1人5百円(茶菓弁当等諸費)1回計1万円 年4回分
3. 委員会費	60,000	委員等20人1人5百円()1回計1万円 年6回分
4. 会報発行費	100,000	1回5万円(5百部)年2回発行
5. 調査研究費	220,000	調査会及び研究会(手当、車代、茶菓その他)
B 事務費	960,000	
1. 人件費	750,000	職員3人1人年額平均25万円(賞与、昇給を含む)
2. 備品費用	20,000	机、椅子等購入(現在東大より借用中)
3. 借用品料	40,000	総会場借用及び電話料金等
4. 消耗品	20,000	
5. 印刷費	20,000	会報以外の印刷
6. 通信費	40,000	72大学1回平均千円 年40回(電報、書留、速達等を含む)
7. 旅費	30,000	
8. 雑費	40,000	
C 予備費	150,000	

財 産 目 録

昭和33年3月31日現在
国立大学協会

1.	資 金	現 在	額		
	(1)	期	金	(20万円 2口)	400,000円
	(2)	預	金		279,156円
	合	通	計		<u>679,156円</u>
2.	備品	台帳	総計		
	{	公印、書庫、書棚、謄写版、名票、石油}			<u>59,730円</u>
	{	コンロ、窓日除、書籍等 24点}			

三、調査

昭和三十三年国立学校予算小観

(主として国立大学歳出予算について)

昭和三十三年年度の国立学校に關係する予算について、本会報第十二号(昭和三十三年、六、発行)をもつて述べたところであるが、本協会の調査統計的資料の一端ともなる意味で、昭和三十三年の予算についても同様の形態によつて本稿を作成した。本稿中の数字等については前年度と同じく総予算書、参照書、各目明細書などを資料としたが直接予算の編成に携つておるものでなく、内容等についても理解の点に欠くところもあるから多少の誤差があることを附記する。

東京工業大学事務局長 佐藤 憲 三

本稿で述べる国立学校の予算は国立大学七二(併設短期大学一五、及び附屬の幼稚園三五、小学校七六、中学校八一、高等学校一五、盲学校一、ろう学校一)附屬学校の計二〇九校を含む)、大学附屬病院二三、大学附置研究所五七、国立短期大学一及び国立高等学校八校の運営に要する歳出予算のことである。然しながら附屬学校、国立高等学校の予算は、国立学校全体の予算約四百億円から見れば寡少なものである。専ら国立大学学部、病院、研究所に重点を置いて述べることとする。

大学の運営に要する経費としては大学固有の経常的経費の外に、文部省各局課が所掌する文教政策として盛り込まれている事項予算中大学に廻はされるものも、大学運営上には重要なものである。此等の事項中大学に直接する経費としては、国立文教施設費及び国立文教災害復旧費がある。これは大学における研究、実験、教育の場に必要な建物の新嘗、工作物の新設に使用されるものである。稍間接的な関連経費としては、科学振興に關する予算中に組まれている科学研究費交付金、科学試験研究費補助金、研究成果刊行費補助金、輸入機械及圖書購入費補助金、在外研究員派遣に關する経費、その他内地研究員に關する経費、学生に対するものとして、育英奨學に關する経費、学徒援護に關する経費、国立学校教職員に対する共済組合費の政府負担金これに附隨する諸経費などが

ある。尤も前述の関連的経費の中科学研究費、在外研究員費、内地研究員費、育英奨學及び学徒援護に關する経費の全額が国立学校に配分される訳でなく、公立、私立の大学その他に対しても配分されるが、大部分は国立大学關係機関において使用される。

国立学校關係予算総表

区 分	33年度予算 千円	32年度予算 千円	増 加 額 千円
国立学校運営費	五、六三、九三三	三、六九、四〇〇	三、〇四、五三三
大学及学校	五、〇六、二九七	二、六九、九七六	二、三六、三二一
大学附屬病院	七、七六、五五五	七、二九、二四四	五、五七、三一一
大学附置研究所	三、六二、〇〇〇	二、七九、九三九	三、八二、〇六一
国立文教施設費	三、一〇、八〇八	二、九一、一七五	一、九九、六三三
国立文教災害復旧費	一、四三、三一一	一、三二、一八一	一一、一三〇
小計の(1)	四、四一、〇一一	三、九一、二六八	四、九九、七四三
科学研究費	一、四〇、〇〇〇	一、三三、〇〇〇	七、〇〇〇
存外研究員費	一、一〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
内地研究員費	六、三六〇	六、七七一	減 三五五
外国人留学生費	三九、六〇〇	二、四、〇〇〇	三五、二〇〇
沖繩留學生等費	一、〇八、〇〇〇	一、五、六六六	一、〇二、三三四
小計の(2)	一、六一、九六〇	一、四九、七三七	一二、一八三
育英及学徒援護關係費	四、四四、五五五	四、九七、七七三	一、四七、二一八
国立学校職員共済組合負担金	〇、二二、一〇九	七、三三、八五三	一、七七、五六六
合計	五、〇、〇七、〇〇〇	四、三、八、七二七	三、七、一九三
文部省所管総予算	一、四三、一、三三三	一、四三、一、三三三	〇
一般会計総予算	一、三、二、一、六六六	一、三、二、一、六六六	〇

前表合計額の昭和三十三年予算額五百億六千三百七十五万円は文部省所管総予算額千五百四十一億五千三百二十七万五千円の大凡三・四%に当り、一般会計総予算額一兆三千二百二十一億三千百六十四万四千円の大凡四・八%に当る。国立学校の直接的経費と解する前表小計の(1)の予算額四百三十一億百二十五万千円は文部省総予算額の二七%に当り、一般会計総予算額の四・三%に當ることを知る。

昭和三十三年年度予算が昭和三十二年年度予算に比較して相当の増加を見るに至つたことは前表に示す通り、国立学校運営費において三十億四千九百八十九万九千円、国立文教施設費において一億二千二百八十九万四千円を増加している。然しながら大学全部が渴望しているところの臨時的投資予算である国立文教施設費の増加は期待通りには盛られていないのである。此のために大学における研究室、実験室、講義室等の復旧とか新営は遅々として進まない結果に至ることは遺憾なことである。惟うに三十二年度予算においてはわが国経済の好況の波に乗つて臨時的経費は或る程度の増加を見たものの、三十三年度においては国家財政の方針が国民経済を刺激しないよう堅実な基調を堅持し、将来の国民経済の安定的成長の基盤を培うという必要さから臨時的経費を増大することは避けたと解することもできるが、三十四年度よりは大学における营造物予算は大幅に増大されることが望ましい。重要施策として科学技術と文教の振興とがとりあげられたのであるが、大学に関する限りは概算計画から判断するならば予算化されたものは極めて微弱なものであると思料することは強ち無理ではないであらう。

さて、前表昭和三十三年年度予算中国立学校固有の運営費について予算科目を基として大別すれば次表の如き結果を見ることが出来る。

国立学校運営費科目別内訳

区 分	比率	組 織		区 分	比率
		国立学校	大学病院		
昭和三十三年度予算額	100%	千円	千円	千円	千円
区内		3,630,000	3,020,000	3,630,000	100%
旅 費	64	1,590,000	1,100,000	1,590,000	44.1%
俸 給 手 当 等	65	2,300,000	1,800,000	2,300,000	63.4%
人 件 的 経 費		3,890,000	2,900,000	3,890,000	107.1%
物件的経費	1.1	400,000	300,000	400,000	11.0%
校 費	24.6	9,750,000	7,000,000	9,750,000	269.1%
土地建物維持修繕及新営費	3.4	1,300,000	1,000,000	1,300,000	36.1%
合計		42,232,275	37,750,000	42,232,275	100%

区 分	総人員	組 織		附置研究所
		国立学校	大学病院	
三十三年度職員予算定員	6,677人	4,392人	2,285人	3,600人
一 般 職 員	3,677	2,377	1,300	1,077
教 育 職 員	2,621	1,700	921	1,300
海 事 職 員	3,000	2,621	379	1,300
医 療 職 員	3,000	2,621	379	1,300
三十三年度学生従事員(総数)	5,860	2,621	3,239	3,239
三十三年度学生	10,100	2,621	7,479	7,479
大学院学生	1,100	1,100	0	1,100
大学院学生	1,100	1,100	0	1,100
専攻科学生	1,100	1,100	0	1,100
学部学生	1,800	1,800	0	1,800
短期大学学生	1,800	1,800	0	1,800
高等学校生徒	1,800	1,800	0	1,800
別科学生	1,800	1,800	0	1,800
盲ろう学校生徒	1,800	1,800	0	1,800
学附属校(小、中、高)生徒	1,800	1,800	0	1,800
各種学校生徒	1,800	1,800	0	1,800

其 他	0.6	0.8	0.9	0.9
実習船関係費	250,700	211,300	211,300	211,300
受託研究費	196,700	196,700	196,700	196,700
受託研究員費	35,100	9,500	9,500	9,500
私立学校教職員研修費	1,560	9,000	9,000	9,000
奨学交付金	4,690	4,690	4,690	4,690
医療関係費	600	600	600	600
特殊設備費	3,433	44.7	3,477.7	3,477.7
特 殊 設 備 費	3,433	0	3,433	3,433
合計	6,000	12.0	6,000	6,000

備考 研究所における特殊設備費は原子核研、物性研、研究用原子炉等の設備費である。
これ等の経費は次表に示す職員定員六万三千六百七十七人、学生生徒三十万二千二十二人に対する教育、研究その他のための一年度の経費である。

職員及学生生徒予算定員調

前掲国立学校運営費科目別内訳の表に従い、三十二年度分同表（会報十二号記載）と比較すると人件的経費は〇・八％の減少を示しているが物件的経費については〇・七％の増加となつてゐる。これは三十三年度予算において科学技術教育振興に関係する事項として、大学、研究所における研究費の増加、学生に関する経費、理工系学生増募等のための経費の増加があつたに外ならない。因に三十三年度と三十二年度の百分比を示すと次の通りである。

33、32両年度予算の百分比

区 分	総 額		国立学校		大学病院		研究所	
	33年度	32年度	33年度	32年度	33年度	32年度	33年度	32年度
人件的経費	六五・〇	六五・八	七二・七	七三・八	四三・五	四三・七	四六・五	五〇・〇
俸給手当等	六四・〇	六四・八	七〇・五	七一・〇	四三・三	四三・五	四七・三	四九・七
旅 費	一・〇	一・〇	一・一	一・一	〇・二	〇・二	一・一	一・三
物件的経費	二四・六	二四・六	二七・四	二七・三	八・七	九・五	三六・六	三七・八
校 費	二二・二	二二・四	二二・三	二二・三	七・三	七・九	三七・七	三六・九
土地建物維持修繕費	三・四	三・五	四・一	四・一	一・四	一・六	〇・九	〇・九
校舎新築費	八・六	八・七	四・四	四・四	四・八	四・八	〇・九	〇・九
医療関係費	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・八	〇・八	〇・九	〇・九
其他費	〇・九	〇・七	〇・八	〇・八	〇・八	〇・九	一・〇	一・〇
特殊設備費							二・〇	二・〇

大学における研究費が多いとか少ないとかについては前年の会報にも多少触れたところであるが、大学の研究費が大学全体の経費の中の占めるべき割合といつたことについては現今明確な基準がない。その研究費と称する中には色々な経費が含まれておつて、而も内容に対する区分とか比率がはつきりされておらないために研究者の側から色々な論議の対象にされ勝ちなのである。かつての物件的経費物件的経費に関する大学予算を考えると、現在の予算は未だ未だ平衡の域に達してゐないと思ふべきであらう。前表百分比において物件的経費は三十二年度より三十三年度においては〇・七％と多少の増加を来しているものの満足すべきものとは言い難い。理工系研究費中多額を要する光熱水料等実験上の骨幹をなす経費については実績による予算の組方をするなりして特別の方式を採るならば、直接研究費の性格も可成明瞭になるものではなからう

か。斯くすることによつて運営管理の面に便宜を与えることは蓋し多大なものがあるであらう。

昭和三十三年度において増加した予算の主たるものは組織を通じ人件的経費については新規事項に伴う教官其他の増員による俸給手当等の増加、職員の昇給による必然的増加による平均額の増加によるものを合せ約十六億八千余万円、物件的経費については研究事項に対する増加額約六億二千万円、学生関係費において約一億八千万円、営繕関係において約八千万円、大学病院関係約二億三千万円、研究所関係二億六千万円、合計約三十億五千万円に達している。次に組織別の増加額の大要を示すと次の通りである。

一、国立学校の分

区 分	増加額	増加の内容	33年度	32年度
人件的経費	一、二五八、六六六千円	新規増員、昇給	一、〇〇、八八六、八六六千円	一、〇〇、八八六、八六六千円
俸給手当等	一、三三四、八七三	新規増員、昇給	一、〇〇、五二二、四四四	一、〇〇、五二二、四四四
旅 費	二、三三九、四四〇	新規増員、其他の増	三、五二二、四四四	三、五二二、四四四
物件的経費	八七九、八八九		七、九八一、〇〇〇	七、九八一、〇〇〇
校 費	八、〇〇、〇〇〇		六、七二七、〇〇〇	六、七二七、〇〇〇
研究特別費	四三三、七五八		四、三三三、七五八	四、三三三、七五八
研究関係費	六九九	20%増	六九九	六九九
学生関係費	一八、三六二	40%増	一八、三六二	一八、三六二
学生増募	三〇、六二九	理工系学生増募	三〇、六二九	三〇、六二九

二、大学附属病院

区 分	増加額	増加の内容	33年度	32年度
人件的経費	二九八、五九〇	鹿兒島大学附属病院設置等	三、三六、〇一三	三、三六、〇一三
俸給手当等	二九六、九七五	鹿兒島大学附属病院設置等	三、三六、〇一三	三、三六、〇一三
旅 費	一、二二五		一、二二五	一、二二五
物件的経費	一八、二二二	節約額	六、七二七、〇〇〇	六、七二七、〇〇〇
校 費	四、九九五		五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
土地建物修繕維持費	三、二二六		三、二二六	三、二二六
医療関係費	二七六、九四四	鹿兒島大学附属病院設置病床の増加等	三、四七、三三三	三、四七、三三三

区 分	增加額	增加内容	33年度		32年度	
			金額	内容	金額	内容
入件的経費	九六、一五二	部門整備、昇給等	一、五七、五〇〇	一、四三、二九九		
旅 費	九三、八九三		一、四七、三九七	一、三三、八〇四		
物件的経費	三、五八六		三九、八四三	三七、五八五		
原子力研究関係	一五九、九五四	講座充実、研究施設整備	一、二二、三九九	一、〇六、六六五		
大学院設置及整備	六六、三三三					
学術部創設、学科新設、講堂増設等	六、六八〇	研究科設置等				
研究施設新設及整備	九五、一三〇	科学振興による学科等新設				
臨時事業費	二二、三九五					
設備 充実	一五、一五〇	日蝕観測、国際重力測定等				
特殊施設関係	七、八七七	図書、設備更新、学科増				
附属学校整備	五九、一三三	農場演習林等				
教官等の増員に伴う経費	一、三三〇	学級増加				
外国人留学生費	一三、〇〇〇					
節 約 額	六、七三六	在日外国人留学生研究費等の節約3%				
自然 減少	△ 一四五、九〇六	研究費等の節約3%				
土地建物維持修繕新営等	五、〇三三					
其他	七四、八二六	各所修繕費単価増等	一、四三、四六一	一、一六、八三五		
実習船関係費	△ 四、六七三		三三、三四五	三三、九七三		
受託研究費	△ 一七、六九六	自然減少	一、六、七二二	二、四、四一七		
受託研究員費	三、六七七		九、五三三	五、八七三		
新規事業	六、〇〇〇		九、〇〇七	〇		

三、附置研究所

患者診療 学用患者研究 諸設備整備 計	建物新営に伴う設備	33年度	32年度
一四、三〇七	八、二六四	七、七五七、五五五	七、一九九、四三三
九五、三三三	等		
五五七、三三三			

校 区 分	增加額	增加内容	33年度		32年度	
			金額	内容	金額	内容
私立学校教職員研修費	四、六三三	新規事業	四、六三三	〇		
奨学交付金	△ 五、〇〇〇		三、〇〇〇	六、六〇〇		
校 計	△ 二、三三六		三、〇〇〇	五、〇〇〇		
研究関係	△ 一〇、〇〇〇		一、一三三、九四五	一、〇三三、一八五		
原子力研究関係	三〇、一一一					
部門関係	一五、九九二	部門増設整備				
臨時事業	六、七四五	日蝕観測				
特別事業	三、〇〇八	天文台国際共同観測等				
節 約 額	△ 二、七一一					
自然減少	△ 六五、六四四					
建物新営費	△ 八五五	自然減少				
其他	三、一〇一		二七、六四五	二六、〇〇〇		
受託研究費	△ 五七		二、四二七	二、二二七		
受託研究員費	三、八六〇	新規事業	三、八六〇	〇		
特殊設備費	九、三九八		三、六二二	二、四三三		
原子炉購入	一〇〇、〇〇〇					
望遠鏡購入	四九、六三三					
研究所設備	三三、六〇〇					
減少額	△ 二六、〇〇〇	自然減少				
校 計	△ 三、六〇五		三、一六、一〇〇	二、二〇、一三三		

附、大学関係才入予算について

昭和三十三年度文部省主管才入予算中、国立学校、大学附属病院、研究所等に関係するものは次表の通であるが、国立学校等の三十三年度才出予算額三百九十九億八千三百九十九万九千九百九十九円の中自体収入予算額八十六億千八百七十七万九千九百九十九円、差額三百十三億六千五百八十三万九千九百九十九円は政府支出金によるものである。才出予算額の約二二%が収入支弁に相当する訳である。

国立学校関係才入予算額

区分	33年度	32年度
授業料及入学料検定料等	一、九〇二、九八六千円	一、八〇七、五三六千円
寄宿料	四〇、三六六	四〇、三九六
病院収入	六、〇三八、三九三	五、五二二、七三六
受託調査試験及役務収入	四六、三〇一	四二、五五六
物品売払収入	五九、三八四	六二、七三三
用途指定寄付金収入	六八〇	六、三四〇
合計	八、六八、〇七三	八、〇二、一八一

以上

昭和三十三年六月十七日

国立大学協会

殿

「会報」第十四号（昭和三十三年六月）

左記の通り誤植訂正願います。

記

1 第二十頁下段の表一、国立学校の分の末尾「学生増募」の次に、第二十一頁上段の表三、附置研究所の六行目「原子力研究関係」以下全行及び下段の表三行目「合計」まで当初の表内に直続するものであります。

2 第二十一頁上段の表三、附置研究所の五行目「物件的経費」の次は同頁下段の表四行目「校費」に直結するものであります。

以上

四、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員職務は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認め

たとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、国立大学協会役員一覽表

會長(理事) 茅 誠
 副會長(〃) 森 戸 辰
 理事 杉野目 晴
 黒川 利雄
 小 林 政一
 内 田 俊一
 江 国 正
 戸 田 正
 勝 沼 精
 平 沢 次
 正 田 建
 大 泉 行
 山 田 健
 鰐 淵 健
 井 藤 半
 古 林 喜

司(東京大) 男(広島大)
 貞(北海道) 雄(東北大)
 一(千葉大) 一(東工大)
 義(横濱大) 三(金沢大)
 蔵(名古屋大) 興(京都大)
 郎(大阪大) 雄(香川大)
 穰(九州大) 之(熊本大)
 弥(一橋大) 楽(神戸大)

3、各常置委員一覽表(不順)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)
 道(お茶の水女子大)
 雄(信州大)
 禎(山梨大)
 興(京都大)
 楽(神戸大)
 穰(九州大)
 之(熊本大)
 衛(三重大)
 義(横濱大)
 夫(愛媛大)

委員長 蛸 山 政
 委員 佐藤 武
 安 達
 平 沢
 古 林 喜
 山 田 喜
 鰐 淵 健
 野 村 武
 江 国 正
 香 川 冬

第二常置委員会(学科課程、入学試験等に関する問題)
 関 口 勲(山形大)
 加 茂 儀一(小樽商大)

委員長 小林 政一(千葉大)
 委員 渡辺 万次郎(秋田大)
 西 成 甫(群馬大)
 山 田 良之助(静岡大)
 遠 藤 隆次(埼玉大)
 黒 川 利雄(東北大)
 久 保 佐土美(高知大)
 草 場 勇(大分大)
 中 沢 良夫(京都大)
 吉 井 義次(岐阜大)
 甲 斐 三郎(宮崎大)

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)
 東 竜太郎(茨城大)
 阿 部 久次(福島大)
 岩 崎 真澄(和歌山大)
 三 浦 百重(鳥取大)
 福 田 得志(鹿児島大)
 嘉 村 平八(九州大)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)
 戸 田 正三(金沢大)
 古 屋 野 宏平(長崎大)
 浅 井 栄資(東京商船大)
 篠 山 武次郎(東京大)
 山 内 得立(東京大)
 長 尾 優(東大)
 山 内 源登(宇都宮大)
 野 村 七録(弘前大)
 平 沢 俊雄(大阪外大)

委員長 戸 田 正三
 委員 古 屋 野 宏
 浅 井 栄資
 篠 山 武次郎
 山 内 得立
 長 尾 優
 山 内 源登
 野 村 七録
 平 沢 俊雄

第五常置委員会（大学間の協力に関する問題）

委員長 寺 沢 寛 一（電 氣 通 信 大 学）
 委員 正 田 建 次 郎（大 阪 大 学）
 上 野 直 昭（東 京 大 学）
 梅 原 真 隆（富 山 大 学）
 児 玉 桂 三（徳 島 大 学）
 今 中 次 磨（佐 賀 大 学）
 長 谷 川 万 吉（福 井 大 学）
 早 坂 一 郎（島 根 大 学）
 大 賀 慮 二（室 蘭 工 大）

第六常置委員会（大学財政に関する問題）

委員長 井 藤 半 弥（一 橋 大 学）
 岩 崎 民 平（東 京 大 学）
 田 所 哲 郎（帯 広 畜 産 大 学）
 大 畑 文 七（滋 賀 大 学）
 鈴 木 重 雄（岩 手 大 学）
 杉 野 目 晴 貞（北 海 道 大 学）
 内 田 俊 一（東 京 大 学）
 吉 田 正 男（東 京 大 学）
 勝 沼 精 蔵（名 古 屋 大 学）
 清 水 勤 二（各 古 屋 大 学）
 大 泉 行 雄（香 川 大 学）
 大 羽 真 治（福 岡 大 学）
 石 橋 忠 次（福 岡 大 学）

第七常置委員会（教員養成に関する問題）

委員長 村 上 俊 亮（東 京 大 学）
 委員 朝 永 振 一 郎（東 京 大 学）
 武 田 一 郎（北 海 道 大 学）
 八 木 日 出 雄（岡 山 大 学）
 小 池 敬 事（新 潟 大 学）

4、科学技術教育振興に関する連絡委員会

委員長 内 田 俊 一（東 工 大）
 委員 平 沢 興（京 都 大）
 山 田 稔（九 州 大）
 山 田 政 道（お茶の水女子大）
 蛾 山 政 義（横 浜 国 大）
 江 国 正 一（千 葉 大）
 小 林 政 郎（秋 田 大）
 渡 辺 万 次 郎（埼 玉 大）
 遠 藤 隆 次（静 岡 大）
 山 田 良 之 助（電 氣 通 信 大）
 寺 沢 寛 一（電 氣 通 信 大）
 正 田 建 次 郎（大 阪 大）
 清 水 勤 二（名 古 屋 大）
 大 畑 文 七（滋 賀 大）
 杉 野 目 晴 貞（北 海 道 大）
 村 上 俊 亮（東 京 大）
 武 田 一 郎（北 海 道 大）
 北 川 久 五 郎（山 口 大）
 田 中 晃 晃（山 口 大）

内 藤 卯 三 郎（愛 知 大 学）
 落 合 太 郎（奈 良 大 学）
 稻 荷 山 資 生（奈 良 大 学）
 北 川 久 五 郎（山 口 大 学）
 田 中 晃 晃（山 口 大 学）

5、各専門委員一覽表

第三、第四常置委員会専門委員
 大 塚 博
 北海道大学学生部長

内 田 俊 一（東 工 大）
 平 沢 興（京 都 大）
 山 田 稔（九 州 大）
 山 田 政 道（お茶の水女子大）
 蛾 山 政 義（横 浜 国 大）
 江 国 正 一（千 葉 大）
 小 林 政 郎（秋 田 大）
 渡 辺 万 次 郎（埼 玉 大）
 遠 藤 隆 次（静 岡 大）
 山 田 良 之 助（電 氣 通 信 大）
 寺 沢 寛 一（電 氣 通 信 大）
 正 田 建 次 郎（大 阪 大）
 清 水 勤 二（名 古 屋 大）
 大 畑 文 七（滋 賀 大）
 杉 野 目 晴 貞（北 海 道 大）
 村 上 俊 亮（東 京 大）
 武 田 一 郎（北 海 道 大）
 北 川 久 五 郎（山 口 大）
 田 中 晃 晃（山 口 大）

鈴木 廉三	東北大学学生部長
柏木 義高	千葉大学学生部長
斯波 正憲	東京大学学生部長
鎌田 正宣	東京大学芸大教務補導部長
下村 康	東京教育大学厚生補導部長
久武 雅夫	一橋大学厚生補導部長
田崎 忠勝	信州大学厚生補導部長
難波 得三	金沢大学学生部長
木村 作治郎	京都大学学生部長
須賀 太郎	名古屋大学学生部長
平塚 錦平	広島大学補導部長
丸山 国雄	山梨大学学生部長
瀬尾 愛三郎	九州大学学生部長
石原 道博	茨城大学学生部長
森河 敏夫	大阪大学学生部長
第六常置委員会専門委員	
進藤 小一郎	東京大学事務局長
佐藤 憲三	東京工業大学事務局長
石川 仁作	東京教育大学事務局長
藤野 正	一橋大学事務局長
科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員	
委員 山内 恭彦	東大教授・理学部物理学
古賀 逸策	東大教授・工学部長
大塚 明郎	東大教授・光学研究所長
佐々木 重雄	東工大教授・精密工学研・機械工学
森田 清	東工大教授・理工学部電子工学
佐藤 憲三	東工大事務局長

6、要 望 書

このたび国立大学協会第十五回総会を開き、国立大学における教育、

研究、運営等について熱心に検討審議した。最近世界各国における科学の目覚ましき進歩発展に世人は驚嘆し、我国においても科学技術教育振興の必要が国会で決議され、政府の施策としても取りあげられようとするに至つた。科学の進歩、産業経済の発展、そして民生の安定と福祉は大学における豊かな教育と研究とに負うところ最も多く、その基礎的基盤なくしては科学技術の発達を期し難いことは言うまでもない。われわれ国立大学を管理する者は、鋭意この国民の期待にそうため努力しているのであるが、遺憾ながらわが国立大学の現状を以てしては、何ほどの事も出来ないことを告白せざるを得ない。日本の国立大学が世界の水準に比して最新の施設設備において甚だ劣るのみでなく、既存の施設設備は甚だ朽朽化して、実情を視察した外国の学者も、日本の国会議員も啞然として驚く有様であり、われわれとして常に寒心の至に堪えざるどころである。従つてわれわれは国立大学協会総会の都度毎回その負担の重大なるを思い、大学の施設設備、改善充実、教官研究費、研究旅費、学生経費、及び運営諸経費等の増額について政府に時には国会に具情すること久しきにわたつたのであり、さきの第十四回総会には最も緊急とする主要事項を纏め、委曲をつくして要望したのであつた。大戦前帝国大学における実験講座一講座当り物件費一万円、当時それでも不足を訴えていたのであるが、これを現今の物価に換算すれば四〇〇万円となる。之に対し、現行予算の実験講座は九七万円である。この一事をもつてしても、現在の国立大学の貧弱おして知るべきであつて、戦前に比し大学の経費が実質的に甚だしく減少していることは、争うことができない。また文部省在外研究員について見るも、例を東京大学にとつていへば、戦前にあつては毎年一学部から一名づつ（七学部あつたから、計七名）二ケ年の在外研究員を派遣されたのに対し、現在において東京大学全体に対して一ケ年の在外研究員（A項）二名、三ヶ月の在外研究員（B項）二名が割当てられる実情にあり、地方大学においては更に手薄である。建物、研究室、実験室、図書館その他の不備不足は一々例示することを省くが、このような物的にも人的にも不十分な国立大学の陣容をもつて、急速度で進歩する学問の研究と教育に従事し、国民の将来を築いて行くことは実に困難であることをわれわれは痛感し、国の将来のために憂慮

に堪えないところである。国費多端とはいえ、国会と政府がこの際相当に思い切つた大学諸経費の大幅増額について早急に措置せられんことを切望する。

第十五回総会の総意によつてここに要望書を提出する次第である。
昭和三十三年十一月二十九日

国立大学協会

会長 矢内原 忠 雄

殿

右要望書の提出先

松永文部大臣（正本） 稲田事務次官（写） 緒方大学学術局長（写）
天城会計事務官（写） 春山大学課長（写）
岸総理大臣、一万田大蔵大臣、石原主計局長、益谷衆議院議長、
松野参議院議長、長谷川衆議院文教委員長、秋山参議院文教委員長、
三木自民党政務調査会長、日本社会党政務審議会
（以上何れも正本）

7、国立大学入学試験の時期についての

要望書

国立大学の入学試験施行の時期が二期に区分され、各大学がそのいずれかに二分されている現行制度について、数年の経験に基いて各大学に種々の希望があり、問題があるので本協会の第二常置委員会において検討の結果、これを総会にはかり「入学試験時期の一期二期を従来通り存置して、その何れにするかは各大学の希望に基き全体の立場から考慮調整すること。但し昭和三十三年度の入学試験は既定の通りに行うこと」と決議しましたので右の趣旨に副うて善処せられるよう要望する。

昭和三十三年十一月二十九日

国立大学協会

会長 矢内原 忠 雄

文 部 省

大学学術局長 緒方 信 一 殿

8、大学教官併任および兼業についての

意見書

昭和三十三年七月二十二日付文人任第一〇〇号をもつて、文部省大臣官房人事参事官から、全国国立大学長に対し、職員は職務の遂行に当つては全力を挙げてこれに専念しなければならないのであるが、近時併任および兼業の増加に伴い、ややもすれば職務の遂行に支障を来すおそれなきを保し難いので、職務の厳正を期するためと称し、併任および兼業に関する発令、同意、許可、承認の基準十四項目の通知があつた。われわれはこれについて、特に左の三点について文部当局の反省を促すものである。

(一) 国家公務員法の制定せられるにあたり、特に教育公務員特例法が制定され、国立大学における教官の身分、進退、服務等の特異性を確認して、特例を設けたのは、大学の自治と学問の自由を確保するため他にならないことは明かである。同法第二十一条において国立大学の教官が教育関係の併任兼業をなす場合、一般公務員の枠外とし文部省の承認に委せられたのも全く同一趣旨によるものである。国立大学は新制度として発足して以来十二年を経たが、戦後の混乱期にあたり一時に多数の大学が創設された関係上、施設、経費においてのみならず教官定員の不足も甚だしく、また専門によりては適当な教官を得ることとに困難を感じる実情であつて、教育研究は將に危機に瀕しているというも過言ではない。我々は大学の使命の重大なるに鑑み、かかる乏しき中において改善の策として国立大学相互協力を申合せ、国立大学協会内に大学間の協力に関する常置委員会を設置してこの問題の推進に努力して居るのである。

然るに前記人事参事官の通知は、「管理的職務についている者が勤務時間の重複する他の機関の官職を併任してはならない。」「遠隔の地にある機関の官職を併任してはならない。」など形式的であつて、一率に監督規正するが如く感ぜられる節があつたその運用にあつた

てもこのような機械的な規準に照して大学よりの上申を拒否した実例があることは、われわれの甚だ遺憾とするところである。もとより併任兼業があまり多くなつて、そのため本務である教育研究を妨げることなきやう大学自らが統制し自粛すべきは当然であるが個々の場合についてその必要と実情を最もよく判断し得るものは大学自体であつてこれは大学の自主的運営に委ねらるべき事柄である。しかるに文部当局が前記通知の基準を機械的に適用して大学人事に関与するにおいては、大学間の協力と大学における研究教育の実施上円滑適正を欠く恐れなしとせず、又これまでにおいて実際にその憾みを感じしめたことがないではない。それ故に文部当局は右通知の運営にあつては大学の自主性を尊重するよう、特に留意されることを要望する。

(二) 大学は併任兼業の上申に際しては予算の範囲内において立案計画して居ることはもちろんであるが、適当な非常勤講師を招聘するためには旅費手当等の予算の増額の必要を切実に感ずるものであつてこの点文部当局の考慮を要望するものである。

(三) 人事参事官より国立大学長に対する通知は、格式の上から言つても甚しく不当であり、われわれの憤激するところである。国立大学長宛の通知通達の類は必ず大臣名もしくは次官名を以てなされることを要望する。

昭和三十二年十一月二十九日

以上

国立大学協会

会長

矢内原 忠 雄

殿

右 意見書の提出先

松永文部大臣(正) 稲田事務次官(正本)

緒方大学学術局長(写) 田中人事参事官(写)

678の要望書意見書等の提出については、昭和三十二年十二月九日付国大協庶第一六〇号をもつて、進藤事務局長から各国立大学長宛に報告済みであります。

9、会長及び第一常置委員会委員長当選

矢内原前会長の後任として茅会長が、滝川前第一常置委員会委員長の後任として嶺山委員長が、それぞれ当選就任された。このことについて昭和三十三年一月二十三日付国大協庶第一六五号をもつて、進藤事務局長より各国立大学長宛通知済みであります。

10、弘前大学長郡場寛殿御逝去

群場学長殿には、昭和三十三年十二月十五日御逝去、十二月二十一日大学葬が挙行された、会長未定の折柄だつたので森戸副会長名にて弔電を送り哀悼の意を表した。

11、山口大学長松山基範殿御逝去

松山学長殿には昭和三十三年一月二十七日御逝去、二月四日大学葬が挙行された。当協会としては茅会長名にて弔電を、森戸副会長葬儀に参列して弔辞と花輪をささげ、哀悼の意を表した。

12、岡山大学長清水多栄殿御逝去

清水学長殿には、昭和三十三年一月三十日御逝去、二月八日大学葬が挙行された。当協会は茅会長名にて弔電を、森戸副会長葬儀に参列弔辞と花輪をささげ哀悼の意を表した。